

南砺市農業委員会第 35 回総会会議録

1. 招 集 日 令和 8 年 5 月 12 日
2. 開会時刻 令和 8 年 6 月 9 日 午後 2 時 00 分
3. 閉会時刻 令和 8 年 6 月 9 日 午後 3 時 00 分
4. 場 所 南砺市役所 302 会議室
5. 委員定数 20 名
6. 出席委員 16 名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西村 博	出	11	法邑 千映子	出
2	堂前 光宏	出	12	山田 良誠	出
3	舘 義由記	出	13	細木 和隆	出
4	徳田 徳栄	出	14	加藤 善躬	出
5	辻 清市郎	出	15	前川 茂	欠
6	金田 雄介	欠	16	岩倉 香	出
7	下田 栄樹	出	17	吉田 琢治	出
8	林 弘	出	18	森田 憲二	出
9	三井 栄	欠	19	長谷川正昭	出
10	北島 直道	欠	20	岡村 俊一	出

7. 議事日程

第 1 挨拶

第 2 議事録署名委員の指名

第 3 附議議案

議案第 141 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 142 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 143 号 農地の非農地証明願いについて

議案第 144 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

第 4 報告事項

報告第 47 号 農地転用制限の例外に係る届出について

報告第 48 号 農地法第 18 号第 6 項の規定による通知書について

第 5 その他

8. 事務局職員

事務局長 中島 吉範、係長 小林 由香

主任 勇崎 夏希、主任 重原 智恵、主事 中藪 慧

9. 会議の概要

事務局長 お疲れ様です。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。

第 35 回南砺市農業委員会の令和 8 年 6 月の総会を開始いたします。

本日は朝から雨模様ではありますが、南砺市では麦刈り作業が始まっているところでございます。

さて、農林水産省が先月 20 日に令和 8 年産の主食用米の作付面積が備蓄米を含めて 139 万ヘクタールになる見通しだと発表されました。備蓄米は昨年はゼロでしたが、今年は 2 万 7 千ヘクタールを見込んでいるそうです。

米価高騰で各地が増産に走った昨年産の 136 万 7 千ヘクタールを 2.3 万ヘクタール上回っており、増産意欲の高まりを示す結果ですが、在庫がだぶついているそうです。農水省の調査によると、スーパーでの 5 月第 4 週の平均価格は 5 キロ 3,673 円で、民間在庫量の高水準を背景に店頭価格は下落基調にあるそうです。

それでは、総会の成立についてご報告いたします。本日は委員総数 20 名中 16 名の出席であります。

農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定される定数に達しており、総会が成立することをお知らせいたします。

会議の開始にあたり、岡村会長からの挨拶をお願いいたします。続いて議事進行についてもお願いいたします。

会長 皆様、お疲れ様です。水稻や大豆の生育につきましては概ね順調で、大麦についても刈り取りが順調に進んでいると思っております。現在の委員の任期は 7 月 20 日までということで、20 日までしっかり責

任を持って務めていただきたいと思います。本日の議題に関しては議案が4件、そして報告事項が2件ございますので、円滑な進行をよろしくお願いします。

議事録署名人でございますが、16番、17番の委員さんをお願い申し上げます。

それでは議事を進めさせていただきます。

議案第141号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局

＝議案第141号について議案書をもとに朗読・説明＝

議案第141号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

今回5件の申請がありました。田 4筆 1,781 m²
畑 1筆 2,666 m²
合計 5筆 4,447 m²です。

受付番号 1番についてです。

「資料」1ページの位置図も合わせて御覧下さい。

譲渡人は〇〇〇〇さん、
譲受人は〇〇〇〇さんです。

申請地につきましては、畑1筆 ＝ 2,666 m²です。

【理由】

譲渡人については、市外在住であり耕作を継続する事が難しく、地元耕作者である譲受人へ所有農地の所有権を移転する申請があったものです。

受付番号 2番についてです。

「資料」2ページの位置図も合わせて御覧下さい。

譲渡人は〇〇〇〇さん、
譲受人は〇〇〇〇さんです。

申請地につきましては、田1筆 ＝ 208 m²です。

【理由】

譲渡人は、申請地を相続で所有することとなりましたが、耕作者でなく、耕作を継続することが難しいため、地元耕作者である譲受人へ所有農地の一部について所有権を移転する申請があったものです。

なお、譲受人は、申請地と仲間田となっている隣接農地の所有者です。

受付番号 3 番についてです。

「資料」3 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

譲渡人は〇〇〇〇さん、

譲受人は〇〇〇〇さんです

申請地につきましては、田 1 筆 = 1,110 m²です。

【理由】

譲受人は、申請地に隣接する家を取得され、それに伴い、隣接する農地の所有権を移転する申請があったものです。譲受人は地元耕作者であり、申請地付近の農地を耕作しています。

受付番号 4 番についてです。

「資料」4 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

譲渡人は〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの共有名義、

譲受人は〇〇〇〇さんです。

申請地につきましては、田 1 筆 = 266 m²です。

【理由】

譲渡人については、県外在住であり耕作を継続する事が難しく、譲受人へ所有農地の一部について、所有権を移転する申請があったものです。

譲受人は農地を所有していませんが、申請地に隣接する家に居住しており、現況畑である申請地で耕作する旨は営農計画で確認しております。

受付番号 5 番についてです。

「資料」5 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

譲渡人は〇〇〇〇さん、

譲受人は〇〇〇〇さんです。

申請地につきましては、田 1 筆 = 197 m²です。

【理由】

申請地は仲間田であり、所有者は譲受人の別世帯の父です。

議案書では譲受人に所有農地はありませんが、別世帯の父が約 25,000 m²の農地を所有しており、譲受人と協力して、耕作を行っています。

いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

以上です。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

委員 申請番号4番の譲り渡し人の持分表記について、「〇〇さん1、〇〇さんが1/2」と記載されていますが、これはどのような意味でしょうか。

事務局 本来は「〇〇さん1/2、〇〇さん1/2」と表記すべきところですが、字数をできるだけ削減するため、「1」にかかる持分も「1/2」とであるという意味で記載しております。固定資産税の課税明細書等も同様の表記となっており、それに統一した形となります。

委員 承知いたしました。ありがとうございます。

議長 他にご質問はございませんか。
ないようですので、本件について承認とされる方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。

次に議案第142号について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 =議案第142号について議案書をもとに朗読・説明=

議案第 142 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてです。

議案の 4 ページをご覧ください。

今回 4 件の申請がありました。田 14 筆 5,671 m²です。

議案の 5 ページをご覧ください。

こちらの様式につきましては、今回から全国統一システムで出力した新しい様式となっております。

受付番号 1 番についてです。

「資料」6 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

譲渡人は〇〇〇〇さん、

譲受人は〇〇〇〇さんです。

申請地につきましては、田 5 筆 = 1,280 m²です。

転用目的は「アパート建設敷地」です。

南砺市内に供給が不足している単身者向け及び若年世帯向け賃貸アパートを建設したいと申請があったものです。

アパートの概要は、木造 2 階建て、1LDK10 戸、駐車場 10 台です。

農地区分につきましては「3 種農地」、許可基準について「原則許可」という事で判断しております。

受付番号 2 番についてです。

「資料」7 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

譲渡人は〇〇〇〇さん、

譲受人は〇〇〇〇さんです。

申請地につきましては、田 2 筆 = 227 m²です。

転用目的は「駐車場敷地」です。

譲受人は、自宅の一部を事業用の事務所としています。現在は、業務用車両及び社員の通勤車両は、事務所から 300 メートルほど離れた作業場敷地内の空いたスペースに点在して停めているため、資材の詰込みや作業の動線の妨げになり、業務効率が低下しています。また、自宅兼事務所敷地は、家族の所有車両の増加に伴い、業務・来客用の駐車スペースが不足し、路上駐車による交通安全上の危険や近隣への迷惑が生じています。これらを解消するため、自宅近くに駐車場を整備したいと申請があったものです。

農地区分につきましては「3 種農地」、許可基準について「原則許可」

という事で判断しております。

受付番号 3 番についてです。

「資料」8 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

譲渡人は〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの共有名義、

譲受人は株式会社〇〇〇〇です。

申請地につきましては、田 1 筆 = 200 m²です。

転用目的は「駐車場敷地」です。

令和 7 年 10 月の除外案件です。

また、先ほど説明しました 3 条申請の受付番号 4 番の隣接地です。

譲受人は、申請地に隣接している自宅を事業用の店舗として使用しています。来客時には車両が 4 台程度となることもあり、現状のままでは路上駐車を余儀なくされることから、適切な駐車スペースを確保するために本申請がなされたものです。

なお、申請地につきましては、譲渡人の亡父が過去に盛土を行い、畑および駐車場として利用していたため、現在は無断転用状態となっておりますが、今回の申請により是正されることとなります。

農地区分につきましては「1 種農地」、許可基準について「既存地拡張」という事で判断しております。

受付番号 4 番についてです。

「資料」9 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

譲渡人は〇〇〇〇さんほか 3 名、

譲受人は〇〇〇〇株式会社です。

転用目的は「事務所敷地」です。

令和 7 年 4 月の除外案件です。

現在の事業所は昭和 47 年に建築された鉄筋コンクリート造であり、老朽化が進んでいるだけでなく現行の耐震基準にも適合していません。

そのため、耐震性を満たした新社屋の必要性に加え、従業員数が新築当時の 45 名から現在は 97 名へと増員したことに伴う社屋の拡張、さらには通勤車両や社有車の駐車スペースを確保するための敷地拡張を目的に、本申請があったものです。

なお、現在の事業所につきましては、耐震不適合部分の 700 m²を解体し、適合している 447.47 m²を南砺市の指定避難所として供与する予定となっております。

農地区分につきましては「1 種農地」、許可基準について「集落接続」という事で判断しております。

以上です。

議長 ただいまの説明についてご意見ありましたらお願いいたします。
4 番の現地確認はいつでしょうか。

事務局 17 日に現地確認をします。

議長 承知いたしました。
他にありませんでしょうか。

委員 指定避難所としての供与について、市役所と契約等を結ぶ予定はある
のでしょうか。

事務局 指定避難所となりますので、市から指定を受ける形になるかと考えて
おります。

委員 災害時の避難所とするという名目のみで、安易に許可されることにな
らないか懸念いたします。

事務局 承知いたしました。防災部署にも確認いたします。

委員 農業委員会として承認するにあたり重要な情報ですので、確認をよろ
しくお願いいたします。

議長 ご意見ありがとうございます。他にございませんか。
ないようですので、本件について承認とされる方は挙手をお願いいた
します。

(全員挙手)

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。

委員 4 番の敷地内に字界があるようですが、建物を建てたら字界の修正が
必要でしょうか。

事務局 建物が字界をまたがることになり、変更はないと思われます。

委員 承知いたしました。

議長 次に議案第 143 号、農地の非農地証明願いについて、説明と現地確認の報告をお願いいたします。

事務局 =議案第 143 号について議案書をもとに朗読・説明=

議案第 143 号 農地の非農地証明願いについて説明させていただきます。
議案 7 ページをご覧ください。

今回は 5 件の非農地証明願い申請がありました。
上平地域で 2 件 畑 914 m² 平地域で 2 件 田 480 m² 畑 902 m²
利賀地域で 1 件 畑 2,459 m² 合計で 4,755 m²の申請がありました。

議案 8 ページをご覧ください。資料は 10 ページ、11 ページをご覧ください。

受付番号 1、2 についてです。

山中にある農地で、耕作に不便な土地であり昭和 60 年以降不耕作地でした。現在は山林原野という状況でした。

受付番号 3 についてです。資料は 12 ページ、13 ページをご覧ください。

こちらも受付番号 1、2 同様山中にある農地であり、所有者離村により昭和 60 年以降不耕作地となっております。

現在は山林原野という状況でした。

受付番号 4 についてです。

こちらは傾斜のある土地であり、耕作不便のため、昭和 60 年以降不耕作となっております。

現在は、治山事業の谷止工の工事作業中であり農地として復元は難しい状況でした。

受付番号 5 についてです。資料は 14、15 ページをご覧ください。

こちらも傾斜のある土地であり、耕作不便のため、昭和 60 年以降不耕作となっております。

また、受付番号 4 同様治山事業の谷止工の工事作業中であり農地として復元は難しい状況でした。

今回の現地の確認については 5 月 19 日に実施しており、受付番号 1～2 の上平地域は〇〇委員に、3～5 の平、利賀地域は〇〇委員に同行していただきました。

以上です。

議長 ○○委員から現地確認のご説明をお願いいたします。

委員 5月15日に現地確認を行いました。山中であり、荒廃した状況が確認できました。農地としての復元は非常に困難であると判断いたしました。

議長 続いて○○委員から現地確認のご説明をお願いいたします。

委員 利賀地区と平地区の2件について現地確認を行いました。当該地はいずれも急傾斜地であり、耕運機などの農業機械の導入が不可能で、手作業による耕作しか行えない状況です。今後、農地として利用することは極めて困難であると判断いたしました。

議長 ありがとうございます。ただいまの現地確認の報告並びに事務局からの説明についてご意見等ありましたらお願いいたします。

委員 これらの土地が非農地と認められた場合、地目は雑種地や山林などに変更されるのでしょうか。

事務局 非農地の承認後、土地の所有者様へ通知をお送りし、所有者様ご自身で法務局にて地目変更手続きを行っていただくことになります。今回の案件は傾斜地であることなどから、山林に変更されるものと考えております。

委員 関連して意見を申し上げます。昨年関東の自治体を視察した際、地権者の手続き負担を軽減するため、農業委員会の職権で法務局へ地目変更を依頼している事例がありました。当委員会でも、写真や図面を添えて職権で手続きを行うことはできないでしょうか。

事務局 現状では、申請に基づき非農地であることを証明し、本人からの登記手続きにつなげる運用となっております。荒廃地すべてについて委員会が調査を行うとなると、膨大な時間と労力を要します。また、委員会からリストを提出しても、法務局が直ちに職権で変更するわけではないため、結局は同様の手間がかかると推察されます。ただし、他自治体での実施例があるとのことですので、導入の可否について、県等とも相談しつつ今後の研究課題とさせていただきます。

議長 それでは、本件について承認とされる方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。

次に議案第 144 号について説明をお願いいたします。

事務局

＝議案第 144 号について議案書をもとに朗読・説明＝

議案第 144 号 農用地利用集積等促進計画（案）についてです。

議案書の 9 ページをご覧ください。

今月は 151 件	田	452 筆	=	922,614.34 m ²
	畑	4 筆	=	5,266.00 m ²
	樹園地	1 筆	=	3,438.00 m ² です。

これらの提出があった、農用地利用集積等促進計画書について承認を求めるものです。

詳細については、10 ページから 15 ページをご覧ください。

以上です。

議長

ただいまの案件についてご意見・ご質問のある方はよろしく願います。

(異議なし)

それでは、本件について承認とされる方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。次の議題へ進みます。

報告第 47 号 農地転用制限の例外に係る届出について、事務局より

説明を求めます。

事務局

＝報告第 47 号について議案書をもとに朗読・説明＝

報告第 47 号 農地転用制限の例外に係る届出についてです。

議案の 17 ページをご覧ください。

今回、1 件の届出がありました。
面積については田 6 筆 1,642 m²です。

譲渡人は〇〇〇〇さん他 3 名、
譲受人は〇〇〇〇株式会社です。

電力線等の張り替え工事に伴う、架線装置や関連施設等の設置をするための一時転用です。期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの 6 か月です。

以上です。

議長

ただいまの報告事項についてご意見・ご質問のある方はよろしく願いいたします。

(特になし)

それでは、次に報告第 48 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

事務局

＝報告第 48 号について議案書をもとに朗読・説明＝

報告第 48 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書についてです。

議案の 18 ページをご覧ください。

今回 33 件の届出がありました。
全部で 49 筆・面積については田 40,470 m²、畑 15,473 m²です
議案の 19～21 ページに明細を記載し、備考欄には合意解約理由を記

載しております。

以上です。

議長

補足しますと、18 ページには 33 件と書いてあって、21 ページの明細は 21 件ということでしたが、10 番から 21 番までが今までの様式だと 2 行になっていた部分であり、今回の様式ではダブルカウントをするため、33 件ということになります。

ただいまの報告事項についてご意見・ご質問のある方はよろしく願いいたします。

(特になし)

それでは、次にその他の案件について事務局からお願いいたします。

事務局

・配布物について

農業新聞の継続購読についてお願いの案内を配布しますので、皆様よろしく願います。

・地域計画の変更について

城端、井波、福野、福光の各地域において、利用権設定や担い手の変更等に伴う計画変更がございました。関係機関の意見聴取等が必要となりますので、変更内容についてご意見がある場合は、6 月 19 日までにご連絡をお願いいたします。

議長

委員の皆様からほかに何かご意見はありますか。

委員

以前、毎月配布され保管している資料について、個人情報が含まれるため事務局で引き取り処分するというお話がありました。任期の節目でもありますので、処分していただけると助かります。

事務局

該当する資料をお持ちいただければ、事務局にて適切に処分いたします。

委員

関連して伺いますが、7 月 20 日の任期満了に伴い、今回お配りいただ

いた地域計画の変更資料等についても、新任の委員へ引き継ぐ必要があるのでしょうか。あるいは各自で処分してよろしいのでしょうか。

事務局 新任の委員へは事務局から改めて資料を配布いたしますので、現在お持ちのものは処分していただいて差し支えありません。

委員 貸与されている帽子や腕章はどのようにすればよいのでしょうか。

事務局 次回の会議の際にお持ちいただき、ご返却をお願いいたします。

議長 以上で、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

 次回の総会は令和 8 年 7 月 7 日（火）午後 4 時から、場所は南砺市役所 302 会議室となります。

 以上で、南砺市農業委員会第 35 回総会を閉会いたします。

 （閉会時刻 午後 3 時 00 分）

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長